

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2025/5/12号 (No. 633)

=====

【ジェットロ香港事務所からのお知らせ】

この度、ジェットロ・香港事務所では、「知財宣伝 Week における中国関係機関の発表について」と題する記事を作成しました。

本記事は、中国政府が世界的財産の日（4月26日）に合わせて4月20日から4月26日までの期間に開催した知財宣伝 Week を紹介の概要を紹介するものとなります。是非ご一読いただければ幸いです。

○ 【香港発中国創新 IP 情報】知財宣伝 Week における中国関係機関の発表について
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20250428r.pdf

★上記記事に関するお問い合わせ先

ジェットロ・香港事務所 知的財産部

Tel: +852-2501-7262、E-mail: hk_ip@jetro.go.jp

=====

○ 法律・法規等

1. 国家知識産権局、「専利審査指南」改正案を公開 広く意見募る(国家知識産権網 2025年4月30日)
2. 改正「植物新品種保護条例」公布、6月1日より施行(中国政府網 2025年5月1日)
3. 「営業秘密保護規定」改訂案、意見募集開始＝国家市場監督管理総局(国家市場監督管理総局公式サイト 2025年4月25日)
4. 国家知識産権局、2025年立法計画を公表 知財保護強化へ(国家知識産権網 2025年4月25日)

○ 中央政府の動き

1. 中国、2025年知的財産強国建設推進計画を公表(中国保護知識産権網 2025年5月8日)
2. 中国、2024年知的財産権保護の進展に関する白書を発表(国家知識産権網 2025年5月7日)
3. 国家知識産権局、「2024年度知的財産権行政保護典型事例」を発表(国家知識産権網 2025年4月27日)
4. 中国とアゼルバイジャン、知的財産分野で覚書を締結(国家知識産権網 2025年4月26日)

○ 地方政府の動き

【華東地域】

1. 浙江省、AI 特許取得の手引き発表 企業支援へ具体例示す(中国保護知識産権網 2025年5月6日)

日)

2. 浙江省、海外展示会における知財保護マニュアルを発表(国家知識産権網 2025年4月30日)

○ 司法関連の動き

1. 最高人民法院と最高人民検察院、「営業秘密侵害罪」の適用基準を明確化(中国法院網 2025年5月3日)

2. 最高人民法院知的財産法廷、年次報告書と判決要旨要約を発表(最高人民法院公式サイト 2025年4月27日)

3. 広東省、知財犯罪の巧妙化に対応 司法連携を強化(最高人民検察院公式サイト 2025年4月26日)

4. 最高検察院、財産刑の適用強化で知財犯罪を強力抑止(最高人民検察院公式サイト 2025年4月24日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

1. 国家市場監督管理総局、知財侵害と偽造品撲滅に向けた官民協力を強化(国家市場監督管理総局公式サイト 2025年4月30日)

2. 2024年版「知的財産権侵害模倣品対策年次報告書」が発表(中国政府網 2025年4月25日)

【華南地域】

3. 香港税関、広東・澳門税関と合同で模倣品摘発を強化(香港税関 Wechat 公式アカウント 2025年5月7日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 杭州、AI活用で特許と企業ニーズをマッチング＝国内初の大規模システム稼働(中国保護知識産権網 2025年5月6日)

2. 江西省、製造業重点産業チェーンにおける特許分析報告を発表(国家知識産権網 2025年4月28日)

○ 統計関連

1. 江蘇省、AI特許に関する白書を発表 出願件数は全国3位(国家知識産権網 2025年4月21日)

● ニュース本文

※注意：以下の記事リンクは、中国国外からアクセスできないサイトも含まれます。

○ 法律・法規等

★★★1. 国家知識産権局、「専利審査指南」改正案を公開 広く意見募る★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）は、知的財産権に関する国家方針を着実に実行し、制度の法的整備を進めるため、「専利審査指南」改正草案（意見募集稿）を策定した。新たな技術分野やビジネス形態の発展に対応しつつ、特許・実用新案・意匠の審査に関するイノベーション主体の正当なニーズを反映した内容となっている。

CNIPA は現在、同草案および改正趣旨を公表し、広く社会から意見を募っている。関係機関や各界の関係者は、2025年6月15日までに、具体的な意見を以下のメールアドレスに提出できる。

送付先：zhinan@cnipa.gov.cn

（出典：国家知識産権網 2025年4月30日）

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/4/30/art_75_199472.html

★★★2. 改正「植物新品種保護条例」公布、6月1日より施行★★★

中国の李強國務院総理はこのほど、改正された「中華人民共和国植物新品種保護条例」（以下「条例」）を公布する國務院令に署名した。同条例は2025年6月1日より施行され、全文は8章49条で構成されている。

今回の改正では、保護対象が従来認可品種の「繁殖材料」から「収穫材料」にまで拡大された。保護対象となる行為も従来「生産、繁殖、販売」から「繁殖を目的とした加工、販売の申し出、輸入、輸出、保管」まで広範囲にわたるよう改められた。また、品種権の効力は、認可品種から派生した実質的派生品種や、認可品種と明確な差異がない品種、商業目的で認可品種を繰り返し生産・繁殖する他の品種にも及ぶことになった。

さらに、実質的派生品種制度を段階的に導入する方針が明記された。また、木本・つる性植物の品種権保護期間を20年から25年に、その他の植物は15年から20年にそれぞれ延長する。

条例では品種権の申請・認可手続きも改善された。品種権の予備審査期間は6か月から3か月に短縮され、複雑な案件についてはさらに3か月延長できる仕組みが設けられた。

（出典：中国政府網 2025年5月1日）

https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202505/content_7022158.htm

★★★3. 「営業秘密保護規定」改訂案、意見募集開始＝国家市場監督管理総局★★★

中国国家市場監督管理総局（SAMR）は、企業の営業秘密保護を強化し、営業秘密の侵害行為を厳しく取り締まることで、研究開発とイノベーションを奨励し、公平な市場競争秩序を維持するための取り組みを進めている。この一環として、1995年に制定され1998年に改訂された「営業秘密侵害行為禁止に関する若干の規定」の改訂作業が進められており、その結果として「営業秘密保護規定（意見募集稿）」が起草された。現在、この草案について広く社会からの意見を募集している。意見募集の締め切りは2025年5月25日である。

意見は以下の方法で提出できる。

▽同総局公式サイト（<http://www.samr.gov.cn>）でオンライン提出

▽電子メール jjjzcc@samr.gov.cn（メールの件名に「営業秘密保護規定（意見募集稿）」と明記

すること)

▽書簡 北京市海淀区馬甸東路 9 号 国家市場監督管理総局 価格監督競争局 〒100088 (封筒には「営業秘密保護規定(意見募集稿)」と明記すること)

(出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2025 年 4 月 25 日)

https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/art/2025/art_0eb6d32af2e3486e98a8543d5447a314.html

★★★4. 国家知識産権局、2025 年立法計画を公表 知財保護強化へ★★★

中国国家知識産権局(CNIPA)は、2025 年度の立法計画を公式ウェブサイトで公表した。同計画は、複数の法律および部門規則の改正と整備を推進し、知的財産権保護の強化と科学技術イノベーションの促進を目指す内容となっている。

公告によれば、立法審査の分野では次の二つの取り組みが重点となる。第一は「商標法」の改正である。商標の登録・確定手続きの最適化、公共サービスの向上、商標専用権保護の強化が主な課題とされる。第二は「集積回路配置図設計保護条例」の審査である。実務上の課題を解決し、関連分野のイノベーション発展とビジネス環境改善を目指す法的支援を提供することが求められる。

また、部門規則の改正では以下の三点が注目される。第一に、「専利審査指南」の改正を通じて、新たな業態や技術分野に対応した審査基準を整備する。第二に、「専利代理管理弁法」の改正により、代理制度のさらなる健全化を図る。第三に、「集積回路配置図設計保護条例」の改正に伴い、その実施細則を同時に整備することである。

国家知識産権局は、知的財産関連法律の体系的な整備を通じて、法律間および他部門の法律との調整を強化する方針である。この取り組みにより、知的財産法制度のさらなる充実を図るとともに、イノベーション駆動型発展戦略を支える強固な制度基盤の構築を目指している。

(出典：国家知識産権網 2025 年 4 月 25 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/4/25/art_75_199276.html

○ 中央政府の動き

★★★1. 中国、2025 年知的財産強国建設推進計画を公表★★★

国家知的財産強国建設作業部際合同会議の承認を受け、同会議の事務局は「2025 年知的財産強国建設推進計画」を発表した。本計画では、7 つの重点分野にわたる 118 項目の具体的な任務が示されており、それぞれの任務について実施責任を負う機関が明記されている。

知的財産権制度の改善について、計画は関連法規の改正や整備、重要な知的財産政策の改革、新興分野および特定分野における知財ルール策定の重視している。具体的には、「第 15 次五カ年計画」に基づく知財関連計画の編成や、高効率な知財統合管理体制の構築、さらにはデータ知財保護ルールの早期策定が挙げられる。

知的財産保護の強化に関しては、司法保護の強化、行政保護の推進、協調保護体制の整備が計画に盛り込まれている。具体策としては、侵害行為に対する懲罰的賠償制度の全面実施、知財検察機能の強化、法執行特別行動の実施、さらに地域間および部門間での協力強化が含まれる。

また、知財市場の運営メカニズムの改善、知財サービスの効率向上、良好な社会的・文化的環境の整備、国際知財ガバナンスへの積極的な参画、そして組織的保障の強化に関する具体的な措置も示されている。

(出典：中国保護知識産権網 2025年5月8日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/gwy/202505/1991571.html>

★★★2. 中国、2024年知的財産権保護の進展に関する白書を発表★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）がこのほど、「2024年中国知的財産権保護状況白書」（以下「白書」）を発表した。この白書は、2024年度における中国の知的財産権保護の進展を「保護実績」「制度構築」「審査登録」「文化建設」「国際協力」などの側面から詳細に報告している。

知財保護の成果として、全国の裁判所で新たに受理された知財関連の民事一審事件が45万件に上り、検察機関は知財侵害に関する逮捕審査を7646件受理した。公安機関は知財侵害および偽造品販売に関連する刑事事件を3.7万件立件し、市場監督部門は商標や特許分野の違法事件を4.39万件処理した。また、知財管理部門は特許侵害紛争に関する行政事件を7.2万件処理した。これらの取り組みにより、2024年の中国における知財保護に対する社会満足度スコアは82.36点に達し、過去最高を記録した。

制度構築の分野でも大きな進展が見られた。知的財産権に関する法律、規則、規章が年間で約20件制定・改正され、関連する司法解釈が2件制定された。また、知財保護に関連する規範性文書や政策文書が20件以上公表され、地方レベルでは11件の関連法規が新たに施行された。これにより、中国の法制度がさらに整備され、知財保護の基盤が強化された。

さらに、中国は国際的な知的財産権ガバナンスに積極的に参加し、その影響力を拡大し続けている。2024年には国際知的財産保護協会（AIPPI）の世界知的財産権大会を主催し、習近平国家主席が大会に祝辞を寄せた。また、第3回「一帯一路」知的財産権ハイレベル会議を開催し、世界知的所有権機関（WIPO）をはじめとする国際組織や各国・地域の知的財産権機関との交流と協力を深化させた。さらに、関連国や地域との司法協力や合同法執行活動も強化された。

(出典：国家知識産権網 2025年5月7日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/5/7/art_55_199508.html

★★★3. 国家知識産権局、「2024年度知的財産権行政保護典型事例」を発表★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）は、知的財産権の行政裁決および行政法執行における専門的な指導を強化し、業務の質と効率を向上させるため、2024年度の知的財産権行政保護典型事例を選定した。この取り組みは、権利侵害や違法行為を抑止し、イノベーションと事業活動に適した環境を整備することを目的としている。地方からの推薦、審査、専門家評価を経て、最終的に30件の典型事例が選ばれた。

選定された事例のうち、10件は行政保護に関するものである。特許、実用新案、意匠の三種の権利を対象としており、権利侵害紛争の行政裁決や詐称特許の摘発などが含まれる。取り扱い分野は薬品、

電子機器、環境保護、日用品など多岐にわたる。

さらに、商標行政保護の典型事例も 10 件選出された。対象分野は自動車、消費電子製品、蒸留酒、衣料品などである。加えて、地理的表示、特殊標識、公式標識の行政保護事例も 10 件選定された。

30 件のうち、民間企業に関連する事例が 17 件、外資系および合弁企業に関連する事例が 9 件を占める。また、具体的な処理機関は 16 の省（自治区・直轄市）にわたっており、代表性の高い事例として注目されている。

CNIPA は今後も知的財産権保護の取り組みを一層強化し、イノベーションと事業環境のさらなる改善、高品質な経済成長の実現を強力に支援していく方針である。

（出典：国家知識産権網 2025 年 4 月 27 日）

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/4/27/art_53_199400.html

★★★4. 中国とアゼルバイジャン、知的財産分野で覚書を締結★★★

4 月 23 日午前、中国の習近平国家主席とアゼルバイジャンのアリエフ大統領の立ち会いのもと、「中華人民共和国国家知識産権局とアゼルバイジャン共和国知的財産庁との間の覚書」が北京の人民大会堂で締結された。中国側からは国家知識産権局（CNIPA）の申長雨局長が、アゼルバイジャン側からはジェイフン・バイラモフ外相がそれぞれの主管部門を代表して署名を行った。

この覚書により、両国は特許、実用新案、意匠、商標、地理的表示などの知的財産権分野における交流と協力を強化する方針で一致した。これにより、科学技術、貿易、さらには社会・経済の発展を促進することを目指すとしている。

（出典：国家知識産権網 2025 年 4 月 26 日）

http://www.cnipa.gov.cn/art/2025/4/26/art_53_199326.html

○ 地方政府の動き

【華東地域】

★★★1. 浙江省、AI 特許取得の手引き発表 企業支援へ具体例示す★★★

浙江省市場监督管理局（知識産権局）はこのほど、「浙江省人工知能（AI）特許配置および出願手引き」を発表した。AI 分野のスタートアップ企業が直面する共通の課題に対応するため、特許出願と配置における具体的な指針を提示したものである。

手引きは、「出願前準備」「審査における特殊要件」「国内出願経路」「海外出願経路」の 4 つのセクションで構成されており、計 29 の具体例を挙げながら実用的な解説を行っている。特に、国家知識産権局（CNIPA）が求める「主体認定」「客体条件」「十分な公開」「進歩性条件」「倫理条件」の 5 つの要件について、関連事例を用いて詳細に説明し、企業が適切に特許を取得するための実践的な指針を示した。

さらに、企業は浙江省内の 5 つの国家級保護センター（杭州市、寧波市、温州市、嘉興市を含む）を通じて、特許の早期審査を受けることが可能である。このほか、浙江省知的産権保護センターは「特許出願前評価」と「特許一括予備審査」といった独自の専門サービスも提供しており、企業の個別ニ

ーズに対応している。

(出典：中国保護知識産権網 2025 年 5 月 6 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/zj/202504/1991506.html>

★★★2. 浙江省、海外展示会における知財保護マニュアルを発表★★★

4 月 22 日、浙江省知的財産権保護センターは、「浙江企業の海外展示会出展における知的財産権保護マニュアル」を発表した。本マニュアルは、企業の海外展示活動全体を対象とし、各段階で直面する知的財産リスクとその対応策を具体的に示している。

マニュアルでは、主要なリスクの警告とリスク意識の向上を図る取り組みや、出展前の準備、出展中の対応、出展後の振り返りまでの包括的な支援を含む指針が示されている。また、知財紛争が多発する国・地域や著名な国際展示会に焦点を当てた具体的な対応策も提示している。

昨年、浙江省からは 4030 の代表団が海外展示会に出展し、延べ 2.1 万社以上の企業がこれらの代表団に加わった。これにより、商談を通じて 1920 億元を超える意向契約が締結された。浙江省は今後も海外市場での企業の知的財産保護体制をさらに強化し、より多くのガイドラインや支援策を通じて、企業の安定的かつ持続的な国際展開を後押ししていく方針である。

(出典：国家知識産権網 2025 年 4 月 30 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/4/30/art_57_199454.html

○ 司法関連の動き

★★★1. 最高人民法院と最高人民検察院、「営業秘密侵害罪」の適用基準を明確化★★★

最高人民法院と最高人民検察院はこのほど、知的財産権侵害に関する刑事事件の審理に適用される法律に関する司法解釈を発表した。この解釈において、営業秘密侵害罪の構成要件や量刑基準が具体的に示された。

新たな司法解釈によれば、営業秘密侵害罪で「情状が重い」と判断される基準は、損失額または違法所得額が「30 万元以上」（1 元は約 19.9 円）に達した場合とされた。ただし、過去 2 年以内に営業秘密侵害で刑事処分または行政処分を受けた者が再び侵害行為を行った場合には、基準額が「10 万元以上」に引き下げられる。

損失額の算定方法については、行為の社会的危害性の程度に応じて異なる基準を設けた。例えば、窃盗などの不正手段で営業秘密を取得した場合には社会的危害性が大きいと判断し、営業秘密の合理的なライセンス料を基準に損失額を算出することが可能であり、実際に営業秘密を使用したかどうかは問わないとされる。

また、違法所得の算定では、営業秘密を漏洩または他人に使用させたことで得た財産やその他の利益の価値を直接違法所得として認定することができるとされた。さらに、営業秘密を使用して得た利益も違法所得とみなされ、その金額は侵害製品の販売数量に 1 製品あたりの合理的利益を乗じて算出すると明記した。

(出典：中国法院網 2025 年 5 月 3 日)

<https://www.chinacourt.org/article/detail/2025/05/id/8821289.shtml>

★★★2. 最高人民法院知的財産法廷、年次報告書と判決要旨要約を公表★★★

4月25日、最高人民法院知的財産法廷（以下、知財法廷）が「年次報告書（2024）」および「裁判要旨要約（2024）」を公表した。

昨年は知財法廷の改革試行が開始されてから6年目となる節目の年である。同法廷は昨年に審理を終えた4213件の事件の中から157件を選出し、そこから190件の要旨を抽出して「最高人民法院知的財産法廷裁判要旨要約（2024）」を編纂・公開した。この要約は、主に技術関連の知的財産事件や独占禁止法に関する事件について、知財法廷の司法理念、審理方針、そして裁判手法を具体的に示している。

今回の発表は、知財法廷が知的財産および競争法分野における司法の透明性を向上させ、社会全体の研究や実務に役立てることを目的としている。法廷の取り組みは、知的財産保護の強化や公正な競争環境の維持に寄与するものと考えられる。

（出典：最高人民法院公式サイト 2025年4月27日）

<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/463461.html>

★★★3. 広東省、知財犯罪の巧妙化に対応 司法連携を強化★★★

広東省人民検察院は4月24日、記者会見を開き、同省における知的財産権保護の取り組み状況を報告するとともに、10件の典型的な事例を公表した。

これらの事例は、営業秘密や特許権、著作権、商標権、地理的表示といった幅広い分野にわたり、近年顕在化している新たな課題を浮き彫りにしている。具体的には、犯罪手法の巧妙化や組織的犯罪の増加、新興産業やデジタル経済分野への侵害の拡大が目立つ。また、地理的表示や無形文化遺産の保護における新たな挑戦も課題として浮上している。

こうした状況を踏まえ、広東省検察院は知的財産権保護のための協同メカニズム整備を加速させている。2024年には、省高級人民法院および省公安厅と共同で「知的財産権刑事司法保護連絡会議メカニズム」を設立した。さらに、広州市や深セン市の検察機関は、北京市、上海市、陝西省西安市の検察機関と協力し、「知的財産権検察協同保護連盟の枠組み協定」を締結し、地域を超えた知財保護連盟を発足させた。

これらの取り組みは、新質生産力の発展を支える司法保障として重要な役割を果たすものであり、今後の知財保護体制のさらなる強化が期待される。

（出典：最高人民検察院公式サイト 2025年4月26日）

https://www.spp.gov.cn//df/jcdt/202504/t20250426_694224.shtml

★★★4. 最高検察院、財産刑の適用強化で知財犯罪を強力抑止★★★

4月23日、最高人民検察院は「高品質・高効率な知財検察による高度イノベーション支援」をテーマに記者会見を開いた。経済犯罪検察庁（知的財産権検察庁）の副庁長である劉太宗氏は、記者の質問に答えながら、知的財産権侵害への刑事司法保護強化の重要性を訴えた。同氏は「犯罪者に不正

な利益を残させず、再犯の能力を奪う」と述べ、財産刑の積極的な適用を強調した。

最高人民検察院の報告によれば、2024年に全国の検察機関が起訴した知財侵害事件は9452件、被告人は2万817人に上り、前年比17.4%の増加を記録した。このうち財産刑の適用により、実効性のある抑止力が確保されているという。具体例として、北京市の検察機関が担当した児童書の高額海賊版製造・販売事件では、18人の容疑者が違法営業額総額5000万元を超える規模の著作権侵害罪で起訴された。主犯には懲役6年と1500万元の罰金が科される厳しい判決が下された。

劉副庁長は、2025年には刑事検察機能のさらなる高度化を目指すとともに、地域をまたぐ不正な法執行や利益誘導型の司法行為に対する特別監督活動に積極的に取り組む方針を表明した。また、こうした事件に対する統一的な指導を強化し、司法の透明性と実効性を一層高めていくと強調した。

(出典：最高人民検察院公式サイト 2025年4月24日)

https://www.spp.gov.cn/spp/zdgz/202504/t20250424_693956.shtml

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

★★★1. 国家市場監督管理総局、知財侵害と偽造品撲滅に向けた官民協力を強化★★★

中国国家市場監督管理総局（SAMR）はこのほど、知的財産権侵害や偽造品の取り締まりを強化するため、政府と企業が協力する新たな仕組みを整備する方針を明らかにした。企業が自社ブランドを守る力を高められるよう支援する「政企対話」活動も展開していく予定である。

4月29日に行われた記者会見で、同総局の佟波・執法稽查局副局長は「企業の権利者には、各地の市場監督部門に偽造品や侵害品の情報を積極的に通報してほしい」と述べた。企業が商品の真贋判定や情報追跡に協力することで、取り締まりの効果が大幅に向上するとしている。

2024年には、同総局が「ブランド保護」および「地理的表示保護による地域振興」を推進するための恒常的な仕組みを導入した。各地方の市場監督部門に対し、企業や地理的表示の権利者と密接に連携し、要望を踏まえて事件の手がかりを収集するよう指示した。今年はこの取り組みをさらに強化し、企業から寄せられた情報を迅速に調査する体制を整備する。特に複数の地域にまたがる重大事件については、関係機関が連携して一斉摘発を行い、偽物の製造から販売までの全ルートを遮断する方針である。

また、昨年9月には、同総局の主導で主要ECプラットフォーム81社が「知的財産権保護強化のための自主規約」に署名した。これを受け、2025年に各地の市場監督部門が指導を強化し、各社が実効性ある対策を講じるよう促していくという。

さらに、業界団体の協力を得ながら一般消費者にも通報を呼びかけ、メディアには監視役としての役割を期待している。社会全体で知的財産権保護への意識を高め、官民が連携してこの課題に取り組む構えである。

(出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2025年4月30日)

https://www.samr.gov.cn/xw/mtjj/art/2025/art_e47caaf1a78c4a9292cc9640141907a6.html

★★★2. 2024年版「知的財産権侵害模倣品対策年次報告書」が発表★★★

4月25日午前、中国国家品質強国建設協調推進指導グループ弁公室が「中国知的財産権侵害・模倣品対策年次報告書（2024）」（以下「報告書」）を発表した。これにあわせて、国務院新聞弁公室の記者会見において、国家市場監督管理総局（SAMR）の白清元副局長が報告書の内容を解説し、関係部門の責任者ととも記者からの質問に応じた。

報告書では、2024年の国際・国内の経済情勢を分析したうえで、トップダウンデザイン、法律・法規、行政法執行、司法的保護、監視管理サービス、広報・啓発、国際協力といった7つの側面から、中国における知的財産権侵害・模倣品対策の進展と成果を体系的にまとめている。

また、中国の取り組みに対する国際的な理解と信頼を深めるため、報告書は中国語・英語のバイリンガル形式で公表されている。

（出典：中国政府網 2025年4月25日）

https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202504/content_7020957.htm

【華南地域】

★★★3. 香港税関、広東・澳門税関と合同で模倣品摘発を強化★★★

香港税関は4月14日から26日にかけて、広東および澳門（マカオ）の税関と連携し、米国、欧州、「一帯一路」沿線諸国・地域に向かう貨物を対象とした合同取締りを実施した。この取り組みは、越境転送を利用した模倣品流通の摘発を強化することを目的としている。

取締り期間中、香港税関は15件の模倣品事件を摘発し、腕時計、スマートフォンと関連アクセサリ、イヤホン、ユニフォーム、靴など、約7万点の偽ブランド品を押収した。これらの品の推定価格は約4100万香港ドルに上る。

今回の摘発では、情報分析と追跡調査に基づき、複数の地場宅配会社および物流企業における13件の模倣品関連事件を明らかにした。また、4月14日と25日には、港珠澳大橋香港側検査場で入境貨物車2台を検査し、それぞれ模倣品を発見した。運転していた51歳と67歳の男性が逮捕され、現在は保釈中で捜査が続けられている。

香港税関は今後も広東や澳門の税関、さらには海外の法執行機関との情報共有や合同取締りを強化し、模倣品の越境転送に対する取り締まりを一層進めていく方針である。

（出典：香港税関 Wechat 公式アカウント 2025年5月7日）

https://mp.weixin.qq.com/s/3pG7E2_T0UcLPEKSSeZyHg

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 杭州、AI活用で特許と企業ニーズをマッチング＝国内初の大規模システム稼働★★★

浙江省杭州市において、大学が保有する特許技術を企業のニーズに的確にマッチングさせることを目的とした大規模AIモデルによるシステムが正式に稼働した。このシステムは杭州市知識産権局が開発したもので、AIを活用した特許転化支援としては国内初の試みである。

システムは、杭州市内の大学が保有する5万件の転化可能な特許データ、3万5000件以上のテク

ノロジー系中小企業の基本データ、企業が保有する 13 万件の有効特許データ、企業の主力製品や投融资情報などを統合的に活用している。

ユーザーが特許データを入力するだけで、AI が企業の事業内容と大学特許の IPC（国際特許分類）の一致度、企業ニーズと大学特許的整合性などを多角的に分析する。さらに、特許の実施に適した企業候補をリストアップし、特許活用や技術開発、産学連携の方向性を含む具体的な提案を提供する仕組みである。これにより、研究室で生まれた特許が実際の生産ラインで活用されるまでのプロセスを大幅に効率化することが期待されている。

市知識産権局の関係者は、このシステムが全国に先駆けて大規模 AI モデル技術の特許転化に応用したものであり、従来の課題であった「供給と需要のマッチング効率の低さ」や「市場化の障害」を克服する手段として注目を集めていると述べている。

（出典：中国保護知識産権網 2025 年 5 月 6 日）

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/zj/202504/1991504.html>

★★★2. 江西省、製造業重点産業チェーンにおける特許分析報告を公表★★★

江西省市場监督管理局はこのほど、「江西省製造業の 12 の重点産業チェーンに関する特許統計分析報告」（以下「報告」）を公表した。本報告は 2005 年から 2024 年までの特許データを対象に、製造業の重点産業チェーンのイノベーション現状を分析したものである。特許出願・登録の動き、イノベーション主体の分布、地域別の特徴、協同イノベーション、高価値特許の配置状況など多角的な視点から現状を浮き彫りにした。

報告によれば、この 20 年間で江西省の 12 の重点産業チェーンが取得した特許の登録件数は 5 万 627 件に上り、全省の特許登録総量の 78.77% を占める。さらに、現在有効な特許は 4 万 4021 件であり、全省の有効特許総量の 89.88% に相当する。特に、電子情報産業チェーンおよび設備製造業産業チェーンが、イノベーション主体の数や有効特許数の面で際立った成果を示している。

報告は省内の各主要都市や多様なイノベーション主体による特許配置状況を詳細に分析しており、特許を基盤としたイノベーション推進における指針として活用可能である。

報告の発表は、江西省がイノベーション駆動型の発展を目指す上で重要な節目となる。本格的な特許データ分析とその効率的活用を通じて、江西省は「製造大省」から「知能化製造強省」への転換を加速している。この取り組みは、産業チェーンの現代化における「江西モデル」として全国的な参考事例を提供するものでもある。

（出典：国家知識産権網 2025 年 4 月 28 日）

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/4/28/art_57_199414.html

○ 統計関連

★★★1. 江蘇省、AI 特許に関する白書を公表 出願件数は全国 3 位★★★

4 月 21 日、江蘇省知識産権局と省知的財産権保護センターが「江蘇人工知能産業特許白書」を共同で発表した。白書によると、今年 4 月 9 日時点で、世界の人工知能 (AI) 分野における専利 (特許、

実用新案、意匠) 出願件数は 408 万 5647 件に達し、そのうち中国からの出願は 157 万 6379 件、全体の 38.58%を占め、世界首位となっている。江蘇省の AI 関連専利出願件数および特許出願件数はいずれも全国で第 3 位である。

江蘇省内の AI 研究開発は南京、蘇州、無錫の 3 都市に集中しており、これら 3 都市の出願件数は省全体の 79.61%を占めている。都市別に見ると、南京では AI の汎用技術やコア技術分野に集中し、蘇州と無錫では AI のハードウェアプラットフォーム、汎用技術、コア技術がバランスよく出願されている。

出願主体別のランキングでは、蘇州元脳智能科技有限公司、東南大学、南京郵電大学、南京航空航天大学、南京理工大学、南京大学、南京信息工程大学、河海大学、国網江蘇省電力有限公司、蘇州大学が上位 10 位に名を連ねた。

(出典：国家知識産権網 2025 年 4 月 21 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/4/21/art_57_199073.html

=====

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年 3 回開催する予定の全体会合 (メンバー間の情報交換や各種講演を実施) や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行う WG 等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPG ウェブサイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局 (ジェトロ・北京事務所 知的財産権部)

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

=====

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトより E メールアドレスをご登録ください。

なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます (※更新頻度は四半期に一度程度となります)。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL：+86-10-6528-2781

E-Mail：pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved